

議案第74号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和5年11月24日提出

亀山市長 櫻井 義之

- 1 施設の名称 別紙のとおり
- 2 施設の位置 別紙のとおり
- 3 指定する期間 令和6年4月1日から  
令和11年3月31日まで
- 4 指定管理者となる団体  
東京都千代田区神田駿河台三丁目3番地4  
三幸・スポーツマックス共同事業体  
代表者 三幸株式会社  
代表取締役 橋本 有史

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

施設の名称及び位置

番 号	名 称	位 置
1	西野公園体育館	亀山市野村二丁目5番1号
2	西野公園野球場	亀山市野村二丁目5番1号
3	西野公園運動広場	亀山市野村二丁目5番1号
4	西野公園庭球場	亀山市野村二丁目5番1号
5	西野公園プール	亀山市野村二丁目5番1号
6	亀山公園庭球場	亀山市西丸町566番地1
7	東野公園体育館	亀山市川合町1286番地49
8	東野公園ソフトボール場	亀山市川合町1286番地49
9	東野公園運動広場	亀山市川合町1286番地49
10	東野公園ゲートボール場	亀山市川合町1286番地49
11	観音山テニスコート	亀山市関町市瀬42番地7
12	亀山市関総合スポーツ公園多目的グラウンド	亀山市関町新所8番地
13	亀山市関B&G海洋センター	亀山市関町新所8番地